

- ☆2017春季生活闘争開始宣言
- ☆「クラシノソコアゲ応援団!2017RENGOキャンペーン」街宣行動
／パワーアップセミナー開催
- ☆地域ミニマム運動
- ☆第1回地協議長・事務局長会議
- ☆男女平等参画推進行動計画／3.8国際女性デーお知らせ
- ☆組合役員教育プログラム基礎講座開催／連合埼玉年間研修計画
- ☆全国一斉労働相談ダイヤル／もうすぐ選挙／3月の行動日程
- ☆あけぼのビル

2017春季生活闘争スタート!

～「底上げ・底支え」「格差是正」でクラシノソコアゲを実現しよう!
長時間労働撲滅でハッピーライフの実現を!～

2017春季生活闘争は、2月15日より先行中核組合が要求書提出をおこない、本格的な労使交渉がスタートした。それに先立つ2月7日(火)、連合埼玉は大宮駅東口にて「2017春季生活闘争・闘争開始宣言2.7決起集会」を開催し、組合員のみならず広く県民の皆さんに、今春闘の重要性や春闘に臨む決意を訴えた。

集会の冒頭、小林会長より、「労働界全体がベアを求める春闘は、今年で4年目となる。特に今年は中小企業と非正規労働者の底上げが焦点となる。産業界の人手不足という状況も踏まえ、企業の利潤に大胆に踏み込む取り組みにしたい」との挨拶があった。

また、「今春闘の大きなテーマとして、長時間労働の是正がある。政府としても『働き方改革関連法案』のなかで長時間労働是正についても盛り込み検討を進めているが、一方では、長時間労働の助長ともなる『労働基準法改悪案』を国会に提出している。政府が目指す企業目線の改革ではなく、働く側の立場に立った改革こそが必要である」と、労使による長時間労働是正策の策定を強く訴えた。

その後、佐藤事務局長より「クラシノソコアゲ応援団!RENGOキャンペーン」の取り組みについて報告があり、続いて、牧田副会長・平尾副会長・谷内副会長・浅見副会長より、各構成組織の実情と春闘要求内容に関する説明と決意表明がおこなわれた。

最後に、平尾副会長より闘争開始宣言がおこなわれ、小林会長の発声でガンバロー!三唱をおこない、2017春季生活闘争に臨む意思統一をはかり、集会を終了した。

連合埼玉は、各構成組織・加盟組合と連携し、全ての働く人の「クラシノソコアゲ」をめざし、この2017春季生活闘争に全力で取り組む。



小林会長



佐藤事務局長



牧田副会長



平尾副会長



谷内副会長



浅見副会長



ガンバロー!

月例賃金にこだわった闘争をつうじ社会へ波及を

～「クラシノソコアゲ応援団!RENGOキャンペーン」～

連合埼玉および県内12の地域協議会では、「底上げ・底支え」「格差是正」を県内未組織労働者や非正規労働者へ波及させるため、2017春闘にて「クラシノソコアゲ応援団!RENGOキャンペーン」と連動した社会運動としての取り組みを以下のとおり推進していく。(2月の1次行動は実施済)

世論喚起街宣行動(連合埼玉)

- ◇1次行動 春闘開始宣言
2月7日(火) 18:00～ 大宮駅(東口)
- ◇2次行動 ミニマム賃金/交渉状況アピール
3月7日(火) 18:00～ 大宮駅(東口)
- ◇4次行動 中小・地場組合解決促進アピール
4月 4日(火) 18:00～ 大宮駅(東口)
4月 7日(金) 18:00～ 南越谷駅(南口)
4月10日(月) 18:00～ 熊谷駅(北口)
4月12日(水) 18:00～ 川越駅(東口)
4月14日(金) 18:00～ 川口駅(東口)

世論喚起街宣行動(地域協議会)

- ◇1次行動 一斉労働相談・春闘開始アピール
2月8日(水)～2月17日(金) 県内各駅頭
- ◇2次行動 ミニマム賃金アピール
3月8日(水)～3月24日(金) 県内各駅頭



春季生活闘争で組合員の処遇改善を!

～2017春季生活闘争パワーアップセミナー～

1月29日(日)、2月5日(日)あけぼのビルにて、のべ36名の参加のもと、2017春季生活闘争パワーアップセミナーを開催した。このセミナーは、実際に労使交渉にのぞむ中小・地場組合の役員を対象とし、春闘を取り巻く情勢や連合の春闘方針、また、財務諸表の見方やベースアップの考え方などを再確認し、実りある交渉につなげることを目的としている。冒頭、労働政策委員長の平尾副会長より「賃上げをしていかなければならないとの認識は労使共通である。しかし、経団連は一時金も含めた年収ベースであり、あくまで月例賃金にこだわる労働組合とは違いがある。各組合がこれから要求を固めていき交渉にのぞむと思うが、組合員の声をしっかり聞き真実をしっかり把握して今春闘を闘っていただきたい。連合埼玉は未組織労働者へ波及させる取り組みをおこなっていく」と挨拶があった。その後、午前中の講義では、「景気の好循環実現」や「格差是正」「底上げ・底支え」のため労働界全体で継続的に賃上げに取り組む必要があることにあわせ、埼玉県における経済・雇用情勢などについて解説した。また、午後の講義では、「企業体質の把握や将来性予測に必要な財務諸表の見方や収益性分析」、「増加する社会保障や労働力市場の国際化のなかベースアップ獲得に向けた考え方・論点」、「労使交渉で重要視すべき視点」などを、j.union(株)の大川氏より解説された。参加者からは、「連合の取り組みにおけるリビングウェッジでは、なぜ埼玉県を100としているのか」「会社が昨年より国際会計基準(IFRS)を導入した。日本版会計との違いや注視すべき点を教えてほしい」との質問があった。



挨拶をする平尾副会長



県内情勢について解説する
芳賀副事務局長



ベースアップの考え方について
説明する大川氏



熱心に講義を聞く受講者

中小企業で働く人の賃金格差是正をめざす

【2017春季生活闘争・地域ミニマム運動】

中小企業労働者の賃金格差を是正するため連合埼玉では、1996年度より「〇〇円以下の賃金をなくす」ことを目的に「地域ミニマム運動」を推進している。地域ミニマム運動では、個人の位置付けの確認や各労働組合の指針となるよう、20歳～45歳(5歳ごと)に基準を示し、また、世論喚起も含め、誰からも水準が理解される金額となるよう、35歳をポイントとしてミニマム賃金を設定している。

2017年度は、県内に働く3,851名の個別賃金調査を実施し、以下の前提条件や個別賃金調査データにもとづき、以下のとおり、ミニマム賃金を設定した。

連合埼玉ミニマム賃金(首都圏ミニマム)35歳 222,000円

【前提条件】

- ①賃金実態調査結果の製造業・男女の「第1十分位回帰値」を基本目安とし設定する。
- ②埼玉県の生活保護水準(1級地-2…所沢市、戸田市)を下回らないことを考慮する。

【2016年個別賃金および2017ミニマム賃金設定額】

年齢	平均賃金	第9十分位	中位	第1十分位	2016ミニマム	第1十分位差	2017ミニマム
20歳	172,798	200,180	169,450	161,500	162,000	500	165,000
25歳	208,641	233,410	208,495	182,290	189,000	6,710	189,000
30歳	241,765	283,190	244,400	203,345	210,000	6,655	210,000
35歳	268,086	332,435	264,580	214,560	222,000	7,440	222,000
40歳	280,790	343,980	274,750	229,930	240,000	10,070	240,000
45歳	315,419	386,940	312,100	247,640	261,500	13,860	261,500
1歳間差	5,705	7,470	5,706	3,446	3,980	534	3,860

前提条件の考え方も踏まえたうえで、「20歳」は第1十分位と昨年のミニマムが近接している(500円差)ことや、高卒初任給との関係を考慮し昨年に対して3,000円アップの165,000円とする。その他の年齢ポイントは、昨年と同額を設定する。

【今後の取り組み】

春闘3次行動として連合埼玉・地域協議会にて、経営団体、商工会議所および商工会へミニマム賃金の要請をおこなう。

1. 経営団体への要請

日時:3月20日(月)~29日(水)

要請先:埼玉県経営者協会

埼玉県中小企業団体中央会

埼玉県商工会議所連合会

埼玉県商工会連合会

要請者:連合埼玉

2. 地域商工会議所および商工会への要請

日時:3月20日(月)~29日(水)

要請先:各地域商工会議所

各地域商工会

要請者:地域協議会

2017年度活動に対し意識合わせをおこなう

～2017年度第1回地協議長・事務局長会議を開催～

2月2日(木)あけぼのビル3階会議室において12地域協議会より23名が参加し、2017年度「第1回地協議長・事務局長会議」を開催した。

冒頭、小林会長より「米国大統領にトランプ氏が就任し、大統領令を乱発している。そのなかで、2月10日には、日米首脳会談が予定されており、私たちは、どんな話がでてくるか注視していかなければならない。また国内に目を向けると1月20日より150日間の会期で通常国会がスタートした。“残業代ゼロ法案”“裁量労働制適用拡大”等の労働者にとって重要な内容が議論をされていく。その一方で、3月末までに“働き方改革”の結論が出され、法案が提出される。残業代ゼロ法案と働き方改革では大きな矛盾がある。連合埼玉は民進党とも連携をとり、この矛盾をしっかりと県民に訴えていく。最後に2017春季生活闘争がいよいよスタートした。今年は、非正規の底上げ・底支え、そして長時間労働について切り込んでいく。各組織は組合員の声を吸い上げ、働き方であった結論が導きだせるように、頑張っていただきたい」と挨拶された。議事では、年間の主要活動をはじめ2017春闘の具体的行動、政策制度地協統一要請、地協活動HPへの掲載依頼等の各種議事について論議をし、取り組みを進めていくことで意思統一をおこなった。



会議の様子

また、今回の会議では、大規模災害時における被災状況の把握や、迅速な救援体制立ち上げを目的とした、緊急連絡網の作成といった連合埼玉での情報一元化への協力を地協議長・事務局長に依頼した。



挨拶をする小林会長

最後に、地協活動の水平展開を目的に2016年第2回議長・事務局長会議よりおこなっている地協活動紹介として、4地域協議会(川口・戸田・蕨地協、朝霞・東入間地協、本庄・児玉郡市地協、北埼玉地協)より、地協が独自でおこなっている行事について紹介をいただき、地協間での共有をはかった。

地協からは、地協活動交付金についてや、地協総会等における代議員(委任)の報告がない構成組織に対する連合埼玉との連携について要望があった。

【2017年度第1回地協議長・事務局長会議議事】

1. 2017年度主要活動計画
2. 2017年度地協活動交付金について
3. 2017春季生活闘争方針と具体的行動について
4. 2016年度政策制度「地協統一要請」の要請書
および回答書送付のお願い
5. その他
 - ①地域協議会役員交替手続きについて
 - ②大規模災害等における緊急連絡先報告
 - ③総会・委員会・幹事会等の案内の送付について
 - ④列島クリーンキャンペーンの扱いについて
 - ⑤「ネット21運動」普及・拡大のための説明会開催のお願い
 - ⑥地協活動報告HPへの掲載について
 - ⑦会員専用HPについて
 - ⑧ユニオンメールマガジン登録について

男女平等参画の着実な推進に向けて

～男女平等参画「標語」募集中～

連合埼玉では、2014年11月「第4次男女平等参画推進行動計画」を定め、その中で「男性も女性も、誰もが、働きやすく、暮らしやすい社会となるよう、社会の男女平等参画を進めていくためには、連合自体の男女平等参画を推進し、影響力を高めていく必要がある。連合埼玉としては、教育機会の提供などをつうじて、各構成組織がおこなっている男女平等参画を最大限支援していく」との方針を示しています。

連合埼玉では、男女平等参画社会の実現にむけ、各種セミナーの開催や女性委員会活動の充実など、さまざまな取り組みをおこなっていきます。

その一環として、各構成組織・加盟組合のみなさんから、男女平等参画につながる内容での標語を募集しています。身近な題材をもとに、是非ご応募ください。

(募集期間:3月24日(金)まで)

仕事と介護の両立に必要なことは？

ワーク・ライフ・バランス **介護編**

家族や親族の介護への不安

【資料出所】連合「介護休業制度に関する調査・実施調査」(2015年)

年間10万人の介護離職などが社会問題となる中、介護分野を中心に育児・介護休業法が改正されました。今後も高齢者人口は増加し、介護ニーズのさらなる増加が推測されています。連合の調査でも40歳以上の労働者の約6割が近い将来「介護することになる」と想定し、約9割が介護に不安を抱えています。介護経験者では、「仕事を辞めようと思ったことがある」人が約3割にのぼり、安心して仕事と介護を両立できる就業環境の整備が必要不可欠です。

性別や年代を問わず、介護をしながらか安心して働き続けられる職場をつくらう!

女性活躍や両立支援の取り組みを促進しよう!

～3.8国際女性デーとは?～



パートタイム労働者 公正な待遇になっている?

現在、パートタイム労働者は全雇用者の約3割を占めており、そのうち、女性が約7割を占めるなど、パートタイム労働者の待遇改善は、女性労働者の待遇改善に大きく影響します。パートタイム労働者というだけで、労働条件が正社員と比べて不合理になっていたり、賃金や教育訓練等の待遇に格差がありませんか。パートタイム労働法や、女性活躍推進法を活用し、同じ職場で働く仲間であるパートタイム労働者のよりよい待遇の実現に向けて取り組みを行いましょ。

正規と非正規の所定内賃金

(男女別・年齢階層別(時給あたり))

資料出所：厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」(連合作成)

パートタイム労働法や女性活躍推進法等を活用し、賃金・労働条件を改善しよう!

3月8日は、「国際女性の日」です。1857年ニューヨークの工場で起こった火災事故で多くの女性が亡くなったことを受け、3月8日に低賃金や長時間労働に抗議する集会が開かれたことが始まりとされています。1975年国連総会決議によって定められ、賃金・労働条件の向上を表す「パン」と、女性の尊厳、人権の確保を表す「バラ」をシンボルに、今も世界各国で様々な行動が展開されています。

連合は、「男女が対等・平等で人権が尊重され」「すべての人にディーセントワークが保障され」「だれもがワーク・ライフ・バランスを実感し」「社会のあらゆる分野、とりわけ職場、労働組合における男女平等参画」が普通の姿である、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざし、全国で行動を展開しています。

～連合埼玉春闘2次行動および
3.8国際女性デーアピール街宣行動～

2017年3月7日(火) 18:00～大宮駅東口
パン(ラスク)の配布、アピール

多くの受講者のもと基礎講座が終了

組合役員教育プログラム基礎講座

2月8日(水)の講座をもって、全8講座からなる2017年度組合役員教育プログラムの基礎講座が終了した。本年度の基礎講座の受講者数は78名となり、うち6名が全講座を受講し、基礎講座を修了した。

組合役員教育プログラムは、受講者からの好評を得ているものの、開講した2012年度より年々受講者数が落ちてきている。また、一昨年に構成組織・加盟組合むけにおこなった「組合役員教育に関するアンケート」において、本プログラムの周知が加盟組合まで行き届いていないことが明らかになった。本年度については、基礎講座の応募開始時期にあわせて、講座の内容を説明する「開講説明会」の開催や、参加を促すことを目的とした「ガイドブック」を作成し構成組織へ配布するなど、受講者増への施策をおこなった。昨年度と比較すれば、参加者は40名増となり、より多くの方に受講いただいた。

組合役員教育プログラムは、中小労働組合といった、自組織にて役員教育をおこなうことが難しい組合に対する支援を目的に開催しており、また、より多

くの方に本プログラムで学んでいただくことで、それぞれの労働組合での運動を活性化し、ひいては県内の労働組合運動の活性化につなげることを目的としている。

5月より「実務講座」、7月には「スキルアップ講座」を開催する。引き続き、多くの方の参加をお願いする。



講座の様子

2017年度連合埼玉年間研修計画

2月7日(火)開催の第3回執行委員会にて、今年度の研修計画が確認されました。下記の研修は、組合員・組合役員の知識・スキル向上を目的としており、組合役員教育プログラムをはじめとする、あらゆる活動に直結する内容を予定しています。ふるっての参加をお待ちしています。

	日時	研修名
4月	25日(火)	女性のためのSTEP UPセミナー(初級)
5月	10日(水)	組合役員教育プログラム⑨
	13日(土)	組合役員教育プログラム⑩
	17日(水)	組合役員教育プログラム⑪
	18日(木)	政策フォーラム
	20日(土)	組合役員教育プログラム⑫
	24日(水)	組合役員教育プログラム⑬
	27日(土)	組合役員教育プログラム⑭
6月	10日(土)	平和集会
	14日(水)	オルガナイザー研修会(養成講座)
	21日(火)	オルガナイザー研修会(実践講座)
	23日(金)~25日(日)	平和行動in沖縄
	未定	女性のためのSTEP UPセミナー(中級)

	日時	研修名
7月	1日(土)	災害ボランティア救援隊「新規隊員研修(初級編)」
	8日(土)	組合役員教育プログラム⑮
	12日(水)	組合役員教育プログラム⑯
	15日(土)	組合役員教育プログラム⑰
	19日(水)	組合役員教育プログラム⑱
	26日(水)	組合役員教育プログラム⑲
	29日(土)	組合役員教育プログラム⑳
	8月	4日(金)~6日(日)
8日(火)~10日(木)		平和行動in長崎
26日(土)~27日(日)		青年委員会 ユースラリー
9月	8日(金)~10日(日)	平和行動in根室
	30日(土)	災害ボランティア救援隊「継続実施研修(中級編)」
	未定	女性のためのSTEP UPセミナー(上級編)
10月	27日(土)~30日(日)	青年委員会 環境文化体験学習in屋久島
11月	18日(土)	教育フォーラム

～雇用の不安・雇止めの不安はありませんか?～

パート・アルバイト・契約・派遣などで働く人のための 「全国一斉労働相談ホットライン」開設

連合に寄せられる労働相談の約4割を占めるのが、パート、契約社員、派遣社員、臨時・非常勤職員など非正規雇用労働者であり、労働契約の更新時期を迎える年度末や、2018年4月から始まる「無期転換ルール」の開始を目前に控えた雇止め等の雇用問題が増加する恐れがあることから、連合は全国一斉労働相談を、2月9日(木)～11日(土)に実施した。連合埼玉では、通常、浦和事務所で労働相談対応をしているユニオンアドバイザーに、地域事務所のアドバイザーを加え対応をした。3日間での相談は25件となり、主な内容としては、「契約更新をするためには勤務地変更をしなければならない」「4年勤務しているが、昨年より更新は4回までしかできないと契約書に入れられている」「バイト先を急に解雇された」などがあった。連合埼玉は今回の相談内容を検証し、今後の運動へ反映させていく。

もうすぐ選挙

入間市議会議員選挙

- ▶坂本 優子(さかもと ゆうこ)51才(民進党・新・連合埼玉推薦初)
 - ▶細田 智也(ほそだ ともや)25才(民進党・新・連合埼玉推薦初)
- 告示日:2017年3月5日(日) 投票日:2017年3月12日(日)

現在予定される3月の日程表です

3月	行事等	
	連合埼玉・事務局	地協・産別・労福協・福祉事業団体・県・上部・外部団体
1日 水		①中小企業勤労者福祉サービスセンター推進会議(14:00～・ときわ会館) ②埼玉県地域訓練コンソーシアム(10:00～・埼玉県職業能力開発促進センター)
2日 木	①第2回政策・制度委員会(13:30～・連合埼玉会議室) ②第4回官公労部門連絡会(18:30～・連合埼玉会議室)	埼玉地方労働審議会(10:00～・ホテルプリランテ武蔵野)
3日 金		
4日 土		
5日 日	働く人の電話相談室(～7日)	入間市議会議員選挙・告示日
6日 月		
7日 火	①第4回四役・執行委員会(10:00～・13:00～・ときわ会館) ②メーデー実行委員会(15:30～・ときわ会館) ③春闘2次行動ミニマム賃金・交渉状況アピール/3.8国際女性デーアピール (18:00～19:00・大宮駅東口)	
8日 水		秩父地域協議会「第5回幹事会」(18:00～・勤労者福祉センター)
9日 木	春闘街頭宣伝(西部)	
10日 金	春闘街頭宣伝(北西部)	社会保険診療報酬支払基金「第809回幹事会」(15:00～・社会保険診療報酬支払基金埼玉支部)
11日 土		
12日 日		入間市議会議員選挙・投票日
13日 月		
14日 火	第2回ライフサポートステーション運営委員会(10:00～・連合埼玉会議室)	
15日 水	春闘街頭宣伝(南部)	
16日 木	春闘街頭宣伝(東部)	
17日 金	春闘街頭宣伝(北東部)	
18日 土		
19日 日		富士見市議会議員選挙・告示日
20日 月		民進党埼玉県連第1回定期大会(13:00～・ホテルプリランテ武蔵野)
21日 火		①連合関東ブロック連絡会「全労済東日本事業本部との連絡会議」(15:00～・京王プラザホテル) ②北埼玉地域協議会「第2回幹事会」(18:30～・羽生市民プラザ)
22日 水	ネット21「第7回運営委員会」(10:00～・連合埼玉会議室)	
23日 木		
24日 金	埼玉シニア連合「第2回四役会・幹事会」(13:30～・15:00～・連合埼玉会議室)	
25日 土		
26日 日		富士見市議会議員選挙・投票日
27日 月		
28日 火		
29日 水		①埼玉労福協「第9回理事会」(10:00～・ときわ会館) ②ときわ会館理事会(13:30～・ときわ会館) ③連合関東ブロック連絡会幹事会(11:00～) ④第8回地方連合会事務局長会議(13:30～・連合会館) ⑤連合関東ブロック組織拡大担当者会議(16:30～・連合会館)
30日 木		
31日 金		

Akebono Building
あけぼのビル

事務局長 | 佐藤 道明 |

◆「埼玉県公労使会議」共同宣言に署名

2月16日、雇用・労働問題の解決策を検討する「埼玉県公労使会議」が知事公館で開催された。公労使会議は安倍政権が2013年から実施している政労使会議の地方版であり、厚生労働省が地方版会議を設置するよう都道府県の労働局に通知したことを受け、昨年2月に県が設置した。公労使会議の構成団体は、埼玉県、埼玉労働局、連合埼玉、経済界からは経営者協会をはじめとする5団体である。

昨年2月の第1回会議では、「非正規雇用対策」「若者の定着支援」「シニアの活用」「女性の活用」「人材育成」など、県内の雇用・労働に関する現状と課題について議論がされ、平成28年度の公労使会議は非正規雇用対策に絞り、議論することとした。以降、事務局による5回の議論をおこない、16日に構成団体の代表が会し、非正規雇用対策や働き方改革に連携して取り組む共同宣言を発表し、署名を取り交わした。

◆「埼玉県公労使会議」における連合埼玉の主張

連合埼玉は公労使会議において非正規雇用の現状を次のように述べてきた。

厚生労働省が2015年11月に公表した「就業形態の多様化に関する総合実態調査」の結果によれば、雇用労働者に占める非正規労働者の割合が、はじめて4割に達した。中でも深刻なのは、35～44歳層（壮年層）の非正規の増加である。労働政策研究・研修機構の「壮年非正規労働者の仕事と生活に関する研究報告」によると、従来、家計補助的な所得を得るために働く既婚女性が多く占めていた壮年層で、男性・無配偶女性の非正規数が増加傾向にある。非正規職に就いた主な理由も「正規の職員・従業員の仕事がないから」が半数近くに上っている。自身や家庭の都合で、進んで非正規雇用を選択している者もいる。しかしながら、働き盛りの世代において、正規雇用を望みながらもその職を得られず、不本意ながら非正規雇用の職に従事する「不本意非正規」の問題が生じているなど、非正規雇用をめぐる課題は看過することができない。

いまや正社員とほぼ同等の職務を担い、質・量ともに職場に欠かせない存在であるにもかかわらず、非正規の処遇は働きに見合っていない。非正規の多くは年齢・勤続年数・経験を重ねても賃金はほとんど上がらず、正社員との賃金格差は大きい。専門的なスキルを身につける機会が乏しいこともあり、正社員へ転じることは難しい。不合理な格差を禁止することはもとより、働きにふさわしい賃金と

労働条件の向上が必要である。

加えて、企業活動を支える有能な人材が正規雇用での就業を継続できるよう、仕事と子育て・介護の両立ができる職場環境の整備、長時間労働の是正など「働き方改革」の取り組みを推進することも必要である。

◆非正規雇用対策及び働き方改革に関する共同宣言

「非正規雇用対策及び働き方改革に関する共同宣言」による取り組みは次のとおりである。

I. 公・労・使が共同で行う取り組み

1. 経営者への働きかけ

非正規雇用対策や働き方改革の取り組みの実効性を高めるため、経営者に対して、意識改革・行動変革を進めるよう強く働きかける。

2. 労働者への働きかけ

非正規雇用対策や働き方改革の取り組みを進めていくためには、労働者自らの取り組みも不可欠であることから、労働者に対して、意識・行動の見直しを進めるよう幅広く働きかける。

3. 実態把握・気運醸成

不本意非正規や長時間労働等の実態、効果的な取組事例を調査・分析・公表することにより、非正規雇用対策や働き方改革に関する気運を全県に広める。

4. 取組状況の確認

企業等の行う非正規雇用対策や働き方改革の取り組みが着実に進むよう、定期的に意見交換の場を設け、取り組み状況の確認を行う。

II. 公・労・使がそれぞれの立場から行う取り組み

1. ストップ!不本意非正規

新卒者などが不本意非正規にならないよう、適切な就職支援やキャリアカウンセリング、労働法制等に関する教育に取り組む。

2. 多様な人材の活躍支援と安定雇用の確保

定年年齢の65歳以上への引上げや定年の廃止、育児や介護等を理由とした退職者の正社員復職制度の導入など、意欲と能力のある多様な人材の活躍支援や安定雇用の確保に取り組む。

3. 処遇改善で働きがいのある職場づくり

非正規雇用者の処遇改善を進めたり、意欲と能力の発揮を促す雇用管理制度を導入するなど、正規雇用、非正規雇用の別なく、誰もが働きがいを実感できる職場づくりに取り組む。

4. 正規雇用への登用促進

個々の労働者の意欲や能力に応じて、正規雇用や限定正社員への登用が進むよう取り組む。

今後、共同宣言の内容の具現化に向け、関係団体との連携を強化することはもとより、構成組織・加盟組合の協力を得て、非正規雇用対策を進めて行かなければならない。各組織の協力をお願いする。

2017.2.21